

# せいらん人推協だより

発行者:晴嵐学区「人権・生涯」学習推進協議会

第 14号 令和3年3月1日発行

## 会長あいさつ

晴嵐学区「人権・生涯」学習推進協議会

会長 初田 勝廣

昨年から続いております、新型コロナウイルスの感染が1年経った今でも収まっておらず、緊急事態宣言が10都府県で1か月延長が発表(2月3日現在)されたところです。また、専門家の間では第4波の感染拡大が懸念されています。そんな中、3密を避けるため研修会や講演など、晴嵐学区「人権・生涯」学習推進協議会としての活動も殆どが中止の決断を余儀なく行ったところです。

本来ならこの号(年度末発行)の「せいらん人推協だより」で令和2年度事業の結果報告を載せるのですが、計画しておりました殆どの事業が中止により、事業報告の代わりに昨年11月、晴嵐市民センター1階ロビーにて展示していました人権関係の啓発資料を、本誌を利用して多くの皆様にご一読いただきたく再掲載と致しましたので、皆様方の人権意識向上に繋がれば幸いです。

まもなく新年度が始まります。新型コロナウイルスの影響で今後の活動もどうなるか未確定な部分が多くある中、ワクチン接種等によりいち早く終息を迎えられるように願っております。

最後になりましたが、今後も皆様から一層のご指導ご鞭撻のほど、何卒、宜しくお願い申し上げます。



## 人権生涯学習とは

『自分も幸せに みんなも幸せに 心豊かな人生を』

人権学習を生涯学習として位置づけ、子どもから高齢者まで様々な場所で人権について学び、人とどう向き合うか、自分自身どう生きるのかを見つめ、行動することで、より良い人間関係の形成、より良い社会の実現に結びつけていく学習活動です

ご存知ですか?このマーク[人権 = 心のマーク]



各人が、やさしさを取り戻し、あたたかいハートを持った人間本来の姿で「和」を大切にすることをシンボル化したものです。

大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合  
人権啓発シンボルマーク

# 人権とは

法務省・啓発活動協調事項より

## 【女性の人権を守ろう】

「男は仕事・女は家庭」「これは女の仕事」などの性別による固定的な役割分担意識や、慣習も根強く残っています。また、職場でのセクハラ、配偶者からの暴力なども社会的な問題となっています。

## 【子どもの人権を守ろう】

少子化や核家族化が進む中で、子育てをする力が弱くなってきています。児童虐待やいじめ問題、性の商品化などが社会問題として現れるなど、子どもを取り巻く環境は難しくなってきています。

## 【高齢者の人権を守ろう】

高齢の方々は、ひとり暮らしや高齢者夫婦だけの世帯が非常に多くなり、生活面、健康面、介護、地域での交流や生きがいなど、多くの不安を抱えています。しかし、介護や日常の生活の中で、高齢者に対する身体的、精神的な虐待や言葉の暴力、財産権の侵害などの問題が現れています。

## 【障害を理由とする偏見や差別をなくそう】

障害を持っているというために偏見や差別を受けたりするほか、能力を發揮するための施設整備が十分でないなどの理由で、活動が制限されたり、社会への参加がしにくくなっている状況が見られます。

## 【同和問題（部落差別）を解消しよう】

出身地によって差別される同和問題は国の課題としてこれまで解消に取り組まれてきました。

生活環境の整備は随分改善されましたが、教育や就労の格差などがまだ見られるほか、結婚に対しても人々の差別意識は依然として残っています。

## 【アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう】

アイヌの人々は自然と共生した独自文化をはぐくんできましたが、居住する地域では、経済状況や生活環境など他の人々との格差が認められており、結婚や就職についても根強い偏見や差別があります。

## 【外国人の人権を尊重しよう】

言葉や生活習慣、制度、文化の違いなどから誤解や、偏見が差別となって現れています。家が借りられない、なかなか就業できないなどのほか、福祉サービスや医療、教育の面でも問題が生じています。



## 【H I V感染者等に対する偏見や差別をなくそう】

感染症については、医学的、科学的認識が十分でないことから、誤った認識や偏見が生まれ職場 解雇や立ち退き要求といった人権問題となって現れています。また、病気が完治しても、高齢であるため地域社会へ帰りにくく、現在も療養所に残らなければならないなどの状況があります。

## 【ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう】

ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族までもが社会において極めて厳しい偏見、差別が存在していた事実があります。

## 【刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう】

出所した人、執行猶予の判決を受けた人や保護観察処分を受けた人などが立ち直ろうとしても、地域社会での根強い差別意識があることから、就職、住居の確保が困難といった更生の妨げになるような状況が見られます。また、本人だけでなく、家族の人権が侵害される場合もあります。

社会復帰のためには、周囲の多くの支援や理解が必要になります。

## 【犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう】

犯罪行為により、生命や財産への直接的な被害のほか、事後の精神的な負担等により、新たな問題に苦しめられるケースも見られます。生活や家族を取り巻く環境も大きく変わり、不安を抱える事も多く見られます。

## 【インターネットによる人権侵害をなくそう】

インターネットや携帯を利用した差別書き込みや中傷、有害情報を不特定多数の者に対して発信するなどの人権侵害が顕著になっています。

利用者の情報モラルの向上や、プロバイダーへの対応を行っています。

## 【北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう】

北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされており、拉致問題への解決を始め、関心と認識を深める必要があります。

## 【ホームレスに対する偏見や差別をなくそう】

ホームレスの自立を図るための様々な取り組みが行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。

## 【性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう】

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見、性自認に関する偏見から体の性と心の性が一致しない人が、周囲のこころない好奇の目にさらされたり職場での不適切な取り扱いや、職場を追われたりしています。

## 【人身取引をなくそう】

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

## 【東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう】

福島第一原子力発電事故の影響による避難生活の長期化に伴うトラブルや、被災地からの避難者に対するいじめなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。

# “あいさつ”を考える

## 「挨拶は“相手の心の扉を開くカギ”と言われていています

挨拶は、小学生も知っている一般常識です。挨拶は、してもしなくても何の差支えもないので、つついしなくなってしまうます。世の中にはそういう風潮があります。

晴嵐学区では、「健康で安心して暮らすことが出来る街づくり」を進めていく一つとして“あいさつ運動”の推進を提唱され、現在、関係機関・団体で啓発されています。

## 挨拶のメリットはたくさんあります。

☺大きな声で挨拶すると気持ちが良い。

顔は自然と明るくなり、口調もハキハキしてくる。気持ちも前向きになります。

☺笑顔になる機会が増える。

無意識のうちに笑顔を作り、気持ちも上向いてきます。健康に効果があります。

☺相手からの印象が良くなり、人間関係も良くなる。

挨拶をすることは相手を認めていることになり、相手も自分を認めてくれた人だと思っって好意的に接するようになり、人間関係が良くなります。

☺常識がある人という評価が得られる。

挨拶は礼儀の基本であり、とても簡単なものです。これが「常識があるかどうか」の判断材料の一つになります。

☺挨拶から会話が始まる。

挨拶をきっかけに会話が始まります。会話が弾み、気持ちを伝えるためにも挨拶は重要です。



## <挨拶は言われて返すのは簡単！自分から言うことが大事!!>

一人一人の人権を尊重し、差別のない社会を創造する上において“あいさつ”の実践は基本であり、欠けてはならない重要なものです。挨拶は人間関係の基礎となる大切なコミュニケーションです。

みんなで“あいさつ運動”を展開しましょう!!

## ～最近よく耳にするけど、 LGBTとは?～

最近ニュースや新聞等で「LGBT」の文字をよく目にしますが、意外とその意味は知られていません。LGBTとは性的少数者の総称で、其々の英語の頭文字をとっています。

L（レズビアン）＝同性を好きになる女性

G（ゲイ）＝同性を好きになる男性

B（バイセクシュアル）＝異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人

T（トランスジェンダー）＝生まれた時の性別と、自認する性別に違和感を持っている人

タレントや芸能人では自らカミングアウトをしている方もおられますが、一般社会では3人に1人が職場内でのLGBTの方に抵抗を感じているとのデータもあります。

LGBT当事者としては、避けられたり偏見を持たれたりすることへの不安、着替えやトイレ、異性向けの会話に参加する時など、本当の性別を隠すことのストレスから100%学業や仕事に集中するのが難しいという人も少なくありません。社会に居場所がない…と、自分の能力を発揮できなくなることもあり、悩みを誰に相談していいかわからず、孤立を深めてしまうというような深刻な問題もあります。



LGBTなどの性的少数者は人口の5～8%（20人に1人）程度と言われており、全国でも様々な取り組みが行われています。天津市では性的少数者への理解を深め、差別や偏見をなくす施策の実現を目指す「おおつレインボー宣言」が表明され、印鑑証明書等の性別欄を廃止するなどを取り組まれています。私達も偏見を持たずに、悩んでおられる方

への相談相手として、また、カミングアウトしたい人が不安がらず、カミングアウトできるような世界になるよう、LGBTに対する正しい知識を身に付けて理解し、一日も早く差別の無い愛のある世界になりたいものですね。（LGBT以外の様々な性もあります。）



# 人権教育や生涯学習は、なぜ行うの？

人権に関する教育や啓発活動は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号）」で次のように定められています。

## （目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他啓発活動（人権教育を除く）をいう。

## （基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

## （国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

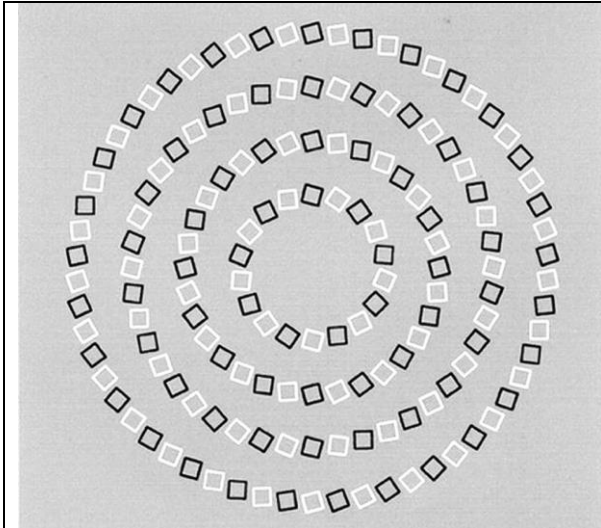
第7条では基本計画の策定、第8条で年次報告、第9条で財政上の処置が定められています。

## 「人権・生涯」学習とは…

生涯学習を推進する中で、大きなテーマとして人権の課題がありますが、様々な人権課題を深め、生涯を通じ、あらゆる機会での学習するため、大津市ではこの名称を使うようになりました。

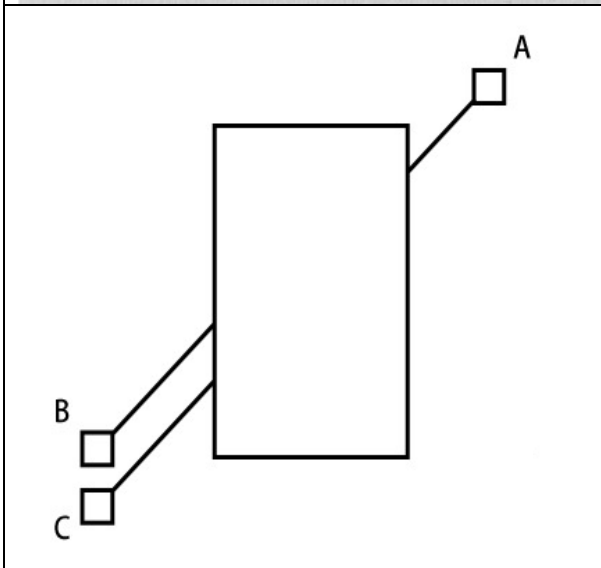


私たちは見た目や、思い込みで判断していませんか？



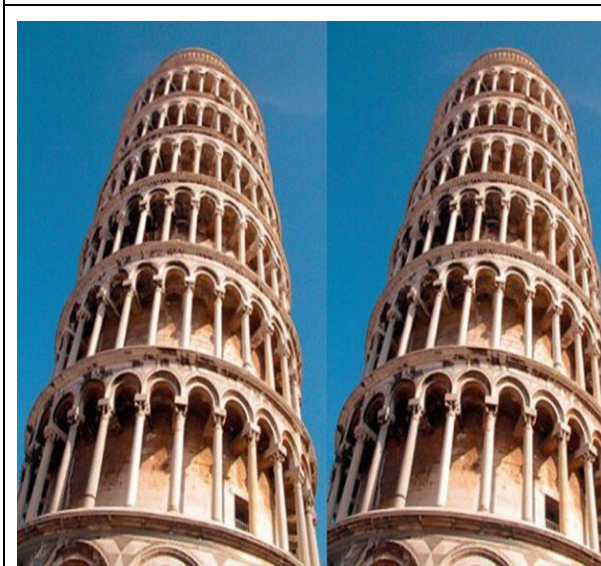
左の図は円を描いていますか？  
それとも螺旋ですか？

(回答はP.8 下段に記載)



Aからの直線はBとC、  
どちらと繋がっていますか？

(回答はP.8 下段に記載)



左右の建物で、どちらがより傾いていますか？

(回答はP.8 下段に記載)

私たちは生活環境や噂話、メディア等からの情報を十分に確認しないまま物事や他人を判断していませんか？また、見た目や思い込みで判断していませんか？  
学習会などに積極的に参加をして、正しい知識を持ち自分の考えと周囲の考えを比較することが大事です。

## 前・会長 杉本 繁 氏が教育功績者 功労賞を受賞



昨年の11月26日に大津市役所で行われました大津市表彰式に於いて、晴嵐学区「人権・生涯」学習推進協議会、前会長 杉本 繁 氏が教育功績者功労賞を受賞されました。

杉本氏は学区人推協の会長及び大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会の会長も長年務められ、大津市における人権・生涯学習に大きく寄与されてきました。

今後も杉本氏のご活躍を期待し、受賞を心よりお祝い申し上げます。

## ～貴方の町内や職場等で人権学習を始めませんか～ 人権研修の出前講座をご利用ください。

晴嵐学区「人権・生涯」学習推進協議会は、差別やいじめ・虐待等が無く、「安心して暮らせる街づくり」を目指し、地域や職場での人権学習に対し、研修会の計画から講師手配までお手伝いをさせていただきます。

学区内で人権尊重が根付くように活動してまいりますので、お気軽にお申込み又はご相談ください。(晴嵐学区内であれば参加人員を問わず、研修の申込みをいただきますと、研修内容等の事前打ち合わせを行い、人推協又は人推協が手配した講師が指定場所に出向き、講話や話し合い、DVD映写等の研修会を行います)



申込先：晴嵐学区「人権・生涯」学習推進協議会  
電話 5 3 7 - 0 7 4 3 (晴嵐公民館内)



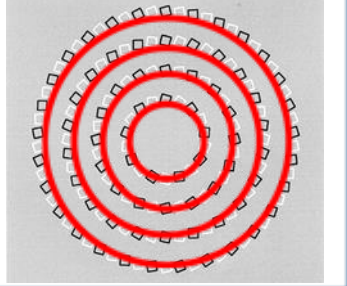
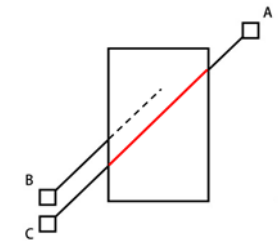
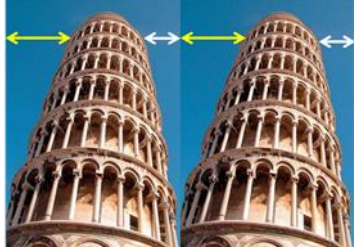
人権啓発のシンボルマーク  
[人権=心のマーク]

### 【編集後記】

この1年間は新型コロナウイルス感染対策による、様々な自粛を強いられた大変な1年でした。1年前の第12号(2年3月15日に発行)の編集後記で新型コロナの感染により新たな差別が生じないよう祈っておりましたが、全国で医療従事者や運輸業、その他サービス業等に勤務しておられる方々に心無い言葉が発せられたことは非常に残念なことでした。逆にそのような業務の方には大変な状況下での活動に心から感謝したいと思います。

人権、差別等に関するご意見がございましたらご相談下さい。

晴嵐学区「人権・生涯」学習推進協議会  
電話 5 3 7 - 0 7 4 3 (晴嵐公民館内)

<p>P.7の 回答</p>	 <p>円を描いている</p>	 <p>Cに繋がっている</p>	 <p>どちらも同じ</p>
--------------------	--	---	---